

第 5 5 号 議 案

新宿区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

新宿区奨学資金貸付条例（昭和44年新宿区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第1条中「在学し、又は」を削り、「修学上必要な」を「入学の準備に要する」に改める。

第2章の章名を削る。

第2条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1号中「の1年前」を削り、「区内」を「区の区域内」に改め、同条第2号中「高等学校等に在学し、又は」を「奨学資金の貸付けを受ける年度の翌年度において、高等学校等に」に改め、同条第3号中「成績」の次に「が」を加え、「かつ」を「かつ、」に、「修学困難」を「修学することが困難な者」に改める。

第3条の見出しを「（貸付けの申請）」に改め、同条中「奨学生となる」を「奨学資金の貸付けを受ける」に改める。

第4条の見出し中「奨学生」を「貸付け」に改め、同条中「前条の」を削り、「奨学生」を「奨学資金の貸付け」に改める。

第5条中「各号の」を「各号に掲げる」に、「たてなければ」を「立てなければ」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「奨学生」の次に「（第4条の規定による貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「休学、復学、転学」を「休学し、復学し、転学し、」に改め、同項第2号中「異動の」を「異動が」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、奨学生であつた者が奨学資金の返還を完了する前に同項第2号に該当したときについて準用する。

第3章の章名を削る。

第7条の見出しを「（貸付金額）」に改め、同条第1項中「掲げる」の次に「奨学生の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同項第1号中「在学する」を「入学する」に、「年額 216,000円」を「200,000円」に改め、同項第2号中「在学する」を「入学する」に、「年額 360,000円」を「500,000円」に改め、同条第2項及び

第 3 項を削る。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 9 条の見出し中「打切り」を「決定の取消し」に改め、同条中「奨学資金の貸付けを打ち切る」を「第 4 条の規定による貸付けの決定を取り消す」に改め、同条第 1 号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第 4 号中「前 3 号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第 10 条第 1 項中「貸付期間終了日」を「高等学校等を卒業し、又は退学した日」に改め、「以内」の次に「の期間」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、偽りその他不正な手段により奨学資金の貸付けを受けた者は、これを速やかに返還しなければならない。

第 11 条中「奨学資金の返還」を「同条第 1 項の規定による返還」に改める。

第 12 条の見出し中「又は」の次に「返還の」を加え、同条中「災害その他特別の事由により奨学資金の貸付けを受けた者の奨学資金の返還が困難であると認める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 奨学資金の貸付けを受けた者が新宿区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める就業、居住等の状況に係る要件に該当するとき。
- (2) 災害その他特別の事由により奨学資金の貸付けを受けた者の第 10 条第 1 項の規定による返還が困難であると認めるとき。

第 13 条第 2 項中「支払わなかつた」を「返還しなかつた」に、「支払の」を「返還の」に、「徴収しない」を「、この限りでない」に改める。

第 14 条及び第 4 章の章名を削る。

第 15 条の見出しを「（規則への委任）」に改め、同条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「ついて」を「関し」に、「新宿区教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第 14 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 11 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新宿区奨学資金貸付条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に同条例第 1 条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に入学する者について適用し、同日前に高等学校等に入学した者については、なお従前の例による。

(提案理由)

奨学資金の種別及び貸付金額を改定するとともに、奨学資金の返還方法の変更等の要件を追加する必要があるため